

椎葉村

男女共同参画

基本計画

配偶者等からの暴力の防止  
及び被害者支援計画

平成 27 年～平成 31 年



椎 葉 村

## はじめに

人権が尊重され、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる社会の実現は私たちの願いです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担や差別的取り扱い、それらによって生じる男女間の格差は、個人の悩みや生活上の困難の背景になるとともに、社会の様々な分野の発展を阻害する要因にもなっています。

男女共同参画社会づくりは、私たちにとって最も身近な人権に関わる「性別」に焦点を当て、それに起因する様々な問題を解決することにより、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指す取り組みです。

この取り組みは、平成 11 年制定の「男女共同参画社会基本法」を法的根拠に、国際社会の動向や国の施策も踏まえつつ、全国で展開されています。

本村においては、「かて〜り」の精神を活かしながら、村民と行政の協働の村づくりを進める中、平成 25 年 3 月に「椎葉村男女共同参画推進条例」を制定し、本村の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、このたび「椎葉村男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「椎葉村男女共同参画についての住民意識調査」の結果を基に、男女共同参画推進連絡会議、村民の代表者等からなる男女共同参画審議会の審議を経て、地域の特性を考慮し、村民の声を反映いたしました。なお、この計画は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進することとしています。

村民の皆様にも、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において男女共同参画社会づくりに取り組み、一人ひとりが大切にされ、誰もが「夢」「生きがい」「幸せ」を持ちながら暮らしていける社会を、次代を担う子どもたちに確かに引き継ぐことが出来るよう、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言を下さいました男女共同参画審議会委員並びに関係各位をはじめ、住民意識調査にご協力下さいました村民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

椎葉村長 椎葉 晃 充



◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

<b>第1章 計画の概要</b> .....	p1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の性格	
3. 計画の期間	
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	p5
1. 世界の動き	
2. 日本の動き	
3. 宮崎県の動き	
4. 椎葉村の動き	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	p13
1. 基本理念	
2. 計画の体系	
<b>第4章 計画の内容</b> .....	p17
●重点的に取り組むこと	
1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進.....	p18
2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し.....	p22
3. 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備.....	p25
4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援.....	p34
5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の 視点に立った環境の整備.....	p41
6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備.....	p48
7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	p54
8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進 .....	p57
9. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備.....	p59
●推進体制 .....	p62
●数値目標 .....	p63

## 参考資料

男女共同参画社会基本法	p66
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）	p72
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	p81
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	p95
椎葉村男女共同参画推進条例(平成 25 年 3 月 19 日条例第 14 号)	p107
男女共同参画推進連絡会議設置要綱(平成 24 年 8 月 29 日要綱第 45 号)	p111
椎葉村男女共同参画審議会設置要綱（平成 25 年 1 月 10 日要綱第 1 号）	p112

# 第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

2. 計画の性格

3. 計画の期間



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

本村を取り巻く、社会・経済環境の大きな変化を背景に、地域生活課題は多様化・高度化しています。このような変化に対応し、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するためには、地域づくりにかかわるあらゆる取り組みが、すべての人の人権尊重を基盤に行われることが重要です。

そのためには、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題であり、平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

本村においては、第 5 次椎葉村長期総合計画において、計画の基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進」を示しており、平成 25 年 3 月に、男女共同参画基本法の趣旨を踏まえた椎葉村男女共同参画推進条例を制定し、近年の社会情勢及び国の新たな男女共同参画基本計画(第 3 次)に対応した新たな計画を策定することとしました。

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に展開するための指針として本計画を策定します。

## **2. 計画の性格**

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第3項に基づき策定する法定計画です。
- (2) 本計画は、「椎葉村男女共同参画推進条例」(平成 25 年 3 月 19 日条例第 14 号)第 10 条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画(第3次)」(平成 22 年 12 月閣議決定)を上位計画とし、第 5 次椎葉村総合計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図りながら策定しました。
- (4) 本計画は、本村の特性を考慮し、村民の意見を反映するために、平成 25 年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」の結果や椎葉村男女共同参画審議会からの答申などを踏まえて策定しました。
- (5) 本計画は、「椎葉村配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に進めます。

## **3. 計画の期間**

本計画の期間は、平成 27 年度を初年度とする平成 31 年度までの5年間とし、実施事業については、必要に応じて見直します。

その他、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直します。

## 第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き
2. 日本の動き
3. 宮崎県の動き
4. 椎葉村の動き



## 第2章 計画策定の背景

### 1. 世界の動き

#### ◎「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第二次世界大戦後、国際連合において基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。昭和 21(1946)年、国際的に女性の地位向上を図るために、国連経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。また、国連総会において、昭和 23(1948)年に、すべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言」(世界人権宣言)が、昭和 42(1967)年に、実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

#### ◎「国際女性年」と「国連女性の 10 年」

昭和 50(1975)年の国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコ・シティで「国際女性年世界会議(第1回世界女性会議)」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年の「国連女性の 10 年」では、「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行われました。

#### ◎「女性差別撤廃条約」

昭和 54(1979)年の国連総会において、国連憲章や世界人権宣言に基づいて、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務付けた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、実質的な男女平等の実現に向けて、法律・制度、文化・慣習などの見直し、修正、廃止の措置をとるよう要求しており、各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

#### ◎「国連女性の 10 年」の総括～「ナイロビ将来戦略」～

「国連女性の 10 年」の最終年である昭和 60(1985)年には、ナイロビで「国連女性の 10 年最終世界会議(第3回世界会議)」が開催され、「2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は孤立した個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

## ◎20 世紀の総括～「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」～

1990年代は20世紀の総括と21世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されました。平成5(1993)年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的人権である」と明記されました。女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、公私のあらゆる場での暴力の撤廃が示されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成6(1994)年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」が人権の一部であると確認されました。

## ◎「第4回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

平成7(1995)年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの12の重要な問題領域について、西暦2000年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示され、各国に国内行動計画の策定が求められました。

## ◎「女性2000年会議」と「北京+10」

平成12(2000)年、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年となる平成17(2005)「北京宣言」「行動綱領」並びに「女性2000年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10(プラステン)」世界閣僚級会合が開催されました。

## ◎女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解

日本政府は、女性差別撤廃条約に基づいて平成20(2008)年4月に第6回政府報告を提出し、その内容は、平成21年7月23日、女子差別撤廃委員会第44会期(於:ニューヨーク国連本部)において審議されました。8月にはわが国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女性差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終見解として出されています。

## 2. 日本の動き

### ◎「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、昭和 50(1975)年の「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者からなる「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和 52(1977)年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和 61(1986)年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

### ◎「女性差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備

昭和 55(1980)年、「女性差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。昭和 59(1984)年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また、昭和 60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、同年、「女性差別撤廃条約」を批准しました。

### ◎男女共同参加型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」～

昭和 62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参加型社会」の形成を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(新国内行動計画)が策定されました。

### ◎「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定～

平成3(1991)年には、「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画社会の形成」を目指すこととしました。

### ◎「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

平成6(1994)年には、男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。

また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

### ◎「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画 2000 年プラン」

平成8(1996)年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは、第4回世界女性会議の成果を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、目指すべき方向とそれに至る道筋を提案したものです。同年、「北京宣言」と「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」を踏まえた「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

## ◎「男女共同参画社会基本法」

平成 11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進することを目的としています。

## ◎「男女共同参画基本計画」

平成 12(2000)年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

## ◎「内閣府男女共同参画局」

平成 13(2001)年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

## ◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

平成 13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が制定されました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後3年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。

また、平成 19(2007)年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また、平成 16(2004)年には、同法に基づいて、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針」が策定されました。

## ◎「第二次男女共同参画基本計画」

平成 17(2005)年には、「男女共同参画基本計画」による取り組みを評価・総括し、第二次男女共同参画基本計画」が策定されました。新たな取り組みを必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

## ◎女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解を受けて

平成 21 (2009) 年8月、女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解が女子差別撤廃委員会から出され、「最終見解に指摘されている課題への取り組み等を通じて、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

### **3. 宮崎県の動き**

#### **◎宮崎県婦人関係行政連絡会議と青少年婦人課設置**

昭和 53 年(1978 年)、女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議(平成 2 年(1990 年)に「宮崎県女性行政関係連絡会議」、平成 12 年(2000 年)「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称)が設置されました。

昭和 54 年(1979 年)には、女性に関する施策を推進する総合的な窓口として青少年婦人課を設置し、女性施策についての本格的な取り組みが始まりました。

#### **◎宮崎県婦人問題懇話会設置**

昭和 55 年(1980 年)には、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」(平成 2 年(1990 年)に「女性の未来を考える懇話会」、平成 11 年(1999 年)「男女共同参画推進懇話会」、平成 15 年(2003 年)に「男女共同参画審議会」に改称)が設置されました。

#### **◎行動計画の策定**

昭和 56 年(1981 年)に、第 3 次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」を加え、翌昭和 57 年(1982 年)には、県の女性施策の基本的方向を明らかにした「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」が策定されました。その後、昭和 62 年(1987 年)には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」が策定され、また、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第 4 次宮崎県総合長期計画に基づき、平成 4 年(1992 年)に「女と男で進めるサンサンひむかプラン」が策定されました。

さらには、第 4 次宮崎県総合長期計画の改定に併せて平成 9 年(1997 年)に「ひむか女性プラン」が策定され、総合的な施策の展開が図られました。

#### **◎推進拠点の整備**

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成 3 年(1991 年)に「みやざき女性交流活動センター」が設置され、平成 13 年には、男女共同参画社会づくりの推進拠点として「宮崎県男女共同参画センター」が設置され、啓発事業等に加え相談事業を開始するなどの事業拡大が行われました。

#### **◎みやざき男女共同参画プラン**

平成 14 年(2002 年)には、男女共同参画推進の総合的な施策の展開を図るため、男女共同参画基本法に基づき、「みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。その後、社会経済情勢の変化等を勘案して内容の見直しが行われ、平成 19 年(2007 年)に「みやざき男女共同参画プラン(改訂版)」が策定されました。

## ◎宮崎県男女共同参画推進条例

平成 15 年(2003 年)、宮崎県の男女共同参画を促進するための基本理念や県、県民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項などを定めた「宮財県男女共同参画推進条例」が施行されました。

## ◎第 2 次みやざき男女共同参画プラン

平成 24 年(2012 年)には、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」の内容を踏まえ、前期計画に引き続き、男女共同参画社会の実現に向け施策を総合的かつ計画的に推進していくための「第 2 次みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。

## 4. 椎葉村の動き

### ◎体制の整備等

平成 24 年 8 月:本村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために、村長を会長とした庁議メンバーを委員とする「男女共同参画推進連絡会議」を設置しました。

平成 25 年 1 月:男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の重要事項や基本計画の進捗状況について調査審議する「椎葉村男女共同参画審議会」を設置しました。

平成 25 年 3 月:「椎葉村男女共同参画推進条例」を制定。同年 12 月に、「男女共同参画社会についての住民意識調査」を実施し、この調査結果を今回の計画策定の基礎資料としました。

なお、第 5 次椎葉村長期総合計画において、計画の基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進」を示し、より一層の庁内横断的かつ総合的な施策を推進することとしています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

2. 計画の体系



## 第3章

# 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

この計画は、「椎葉村男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

椎葉村男女共同参画推進条例に掲げる

6つの基本理念

#### (1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人の尊厳が重んじられること、性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

#### (2) 社会における制度または慣行についての配慮

男女共同参画の推進にあたっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮させなければならない。

#### (3) 施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、村における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

## **(5) 性と生殖に関する健康・権利の尊重**

男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行わなければならない。

## **(6) 国際的協調**

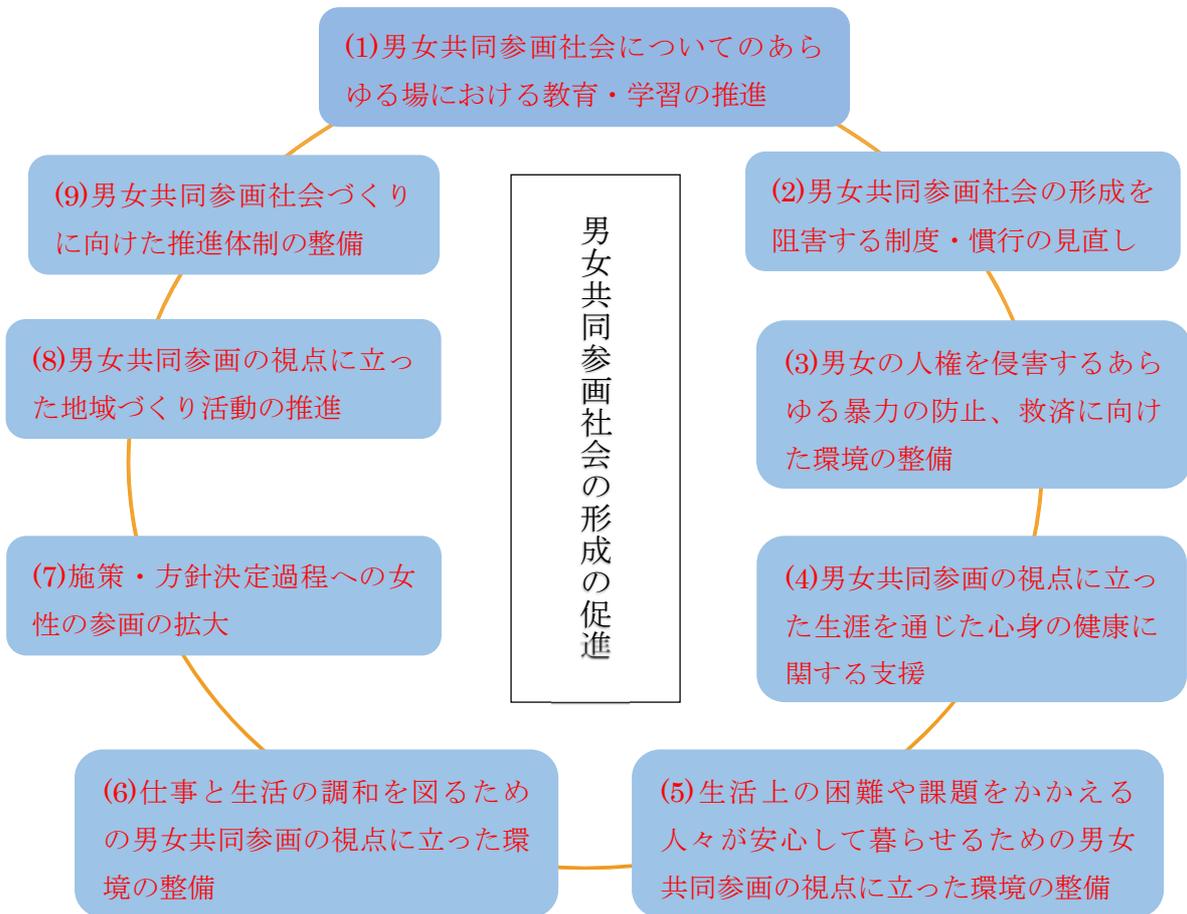
男女共同参画の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行わなければならない。

## 2. 計画の体系

### 男女共同参画社会の実現により目指すべき社会

- ◆ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- ◆ 男女が多様な分野で活躍できる環境づくり
- ◆ 男女の豊かな暮らしを育む社会づくり

重点的に取り組むこと



### 椎葉村男女共同参画推進条例の6つの基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 施策・方針の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 性と生殖に関する健康・権利の尊重
- 国際的協調